

若洲公園リニューアルオープンイベント企画準備運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の主旨・目的

江東区では、若洲公園整備事業として、若洲公園のリニューアルを進めており、公園の新たなスタートを象徴する機会をつくるため、若洲公園リニューアルオープンイベントを開催する。

本公募型プロポーザルは、本イベント開催に係る「令和8年度若洲公園リニューアルオープンイベント企画準備業務委託」及び「令和9年度若洲公園リニューアルオープンイベント運營業務委託」を実施するにあたり、広く提案を公募し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定するため、その募集手続等の必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

本業務は、次のとおり令和8年度及び令和9年度の2か年で実施を行う。

(1) 業務件名

令和8年度若洲公園リニューアルオープンイベント企画準備業務委託

令和9年度若洲公園リニューアルオープンイベント運營業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり。

(3) 契約期間

令和8年度：契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

令和9年度：令和9年4月1日から令和9年4月30日まで（予定）

(4) 委託上限額

令和8年度： 1, 659, 000円（税込）

令和9年度： 9, 269, 920円（税込）

2か年合計：10, 928, 920円（税込）

※ 本上限額は見込みであり、提案内容を踏まえ契約金額を決定する。

3 参加資格

本プロポーザルに応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）
- (6) 過去10年間（平成28年度以降）において、地方公共団体が発注する公園等のオープンイベントの企画運営に係る業務に類する業務実績を有すること。

4 スケジュール

実施要領の公表期間	令和8年 7月28日（火） ～8月28日（金）
質問の受付期間	令和8年 7月28日（火） ～8月10日（月） 午後5時まで
質問回答日	令和8年 8月14日（金）
応募書類の提出期限	令和8年 8月28日（金） 午後5時まで
第1次審査（書類）通知	令和8年 9月10日（木）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年 9月15日（火）
最終選定結果通知	令和8年 9月18日（金）

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

公募期間	令和8年7月28日（火）～8月28日（金）
公募方法	区ホームページにて公表

(2) 質問の受付・回答

受付期間	令和8年7月28日（火）～8月10日（月）午後5時まで
提出方法	質問書（様式第7号）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。 ※ メールの件名は、「若洲公園プロポーザル質問票【応募法人名】」とすること。 ※ 電話又は口頭、郵送による質問は受け付けない。
回答日	令和8年8月14日（金）

回答方法	質問への回答は区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。質問を提出した事業者名は公表せず、全ての質問と回答を公表する。
提出先	「11 提出先・問い合わせ先」のとおり

(3) 応募書類の提出

提出期限	令和8年 8月28日（金）午後5時まで
提出方法	次のいずれかの方法にて提出すること。 持参の場合 平日の午前9時～午後5時 郵送の場合 提出期限内に必着 ただし書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。 ※ 提出書類は「6 提出書類」を参照すること。
提出先	「11 提出先・問い合わせ先」のとおり

6 提出書類

(1) 書類の作成方法

ア 参加表明書（様式第1号）

様式第1号により参加表明書を作成すること。

イ 事業者概要調書（様式第2号）

様式第2号により事業者概要調書を作成すること。

法人の概要、事業内容等がわかる資料（会社案内、会社パンフレット等）を添付すること。

ウ 業務実績書（様式第3号）

様式第3号により業務実績書を作成すること。

業務実績は、過去10年間（平成28年度以降に実施し令和8年6月末時点で完了しているもの）において、地方公共団体が発注する公園等のオープンイベントの企画運営に係る業務に類する業務実績を対象とし、最大3業務を記載すること。本業務を行うにあたり強みとしてPRできるものを記載すること。

上記業務の実績を証明するものとして、契約金額が確認できる資料（契約書の写し等）を添付すること（任意書式）。

エ 実施体制表（様式第4-1号）

様式第4-1号により実施体制表を作成すること。

オ 配置予定担当者（様式第4-2号）

様式第4-2号により配置予定担当者を作成すること。

「実施体制表」に記載するすべての配置予定担当者について作成すること。

カ 企画提案書（様式第5号）

別紙「企画概要及び提案事項」を参照のうえ、様式第5号により次の項目について提案を行うこと。

- ① イベント全体コンセプト及び基本方針
- ② 会場レイアウト
- ③ オープニングセレモニー
- ④ 自由参加型プログラム
 - (a) 公園回遊イベント
 - (b) 著名人等招待イベント
 - (c) 飲食・休憩スペース
- ⑤ 臨時シャトルバス等の交通対策
- ⑥ 安全対策・危機管理
- ⑦ 悪天候時の対応
- ⑧ 広報・集客計画
- ⑨ その他提案事項
- ⑩ 実施スケジュール及び関係者との調整方法

枚数は提案項目1つにつきA4判1枚以内（ただし③は2枚以内、④及び⑨は提案内容ごとに1枚以内ずつ）とすること。レイアウト自由、着色可、写真・イラスト・図面・フローチャート等の使用も可とする。

応募事業者が特定できる内容を記載しないこと。また、真に必要な場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

キ 企画提案書概要版（任意書式）

「企画提案書」の内容を簡潔にまとめて記載すること。

任意書式とし、用紙サイズはA3判、用紙の向きは横、文字方向は横書きとすること。枚数は1枚以内とすること。レイアウト自由、着色可、写真・イラスト・図面・フローチャート等の使用も可とする。

応募事業者が特定できる内容を記載しないこと。また、真に必要な場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

ク 価格提案書（様式第6－1号、様式第6－2号）

様式第6－1号及び様式第6－2号により価格提案書を作成すること。

令和8年度委託料提案額及び令和9年度委託料提案額と、それらの積算内訳を作成すること。イベント実施内容及び委託料の決定に係る事項であるため、可能な限り詳細かつ明瞭に記載すること。

応募事業者が特定できる内容を記載しないこと。また、真に必要な

場合を除き、個人情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

ケ 見積書（任意書式）

「価格提案書」に記載する内容を、見積書として任意書式で作成すること。

宛先を若洲公園リニューアルオープンイベント企画準備運営業務委託事業者選定委員会委員長とし、差出人に押印のうえ作成すること。

（２）提出書類の媒体

提出書類は、紙媒体（正本１部、副本１０部）及び電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）を用意し提出すること。

ア 正本

（１）に記載するすべての書類を印刷し、A４版フラットファイルに綴じ込むこと。ア～ケの分類ごとにインデックスを付けること。

イ 副本

（１）に記載する書類のうちカ～クの書類を印刷し、A４版フラットファイルに綴じ込むこと（インデックスは不要）。

ウ CD-R もしくは DVD-R

（１）に記載するすべての書類の電子データを CD-R もしくは DVD-R に格納すること。指定様式のあるものは、WORD データ(.docx)や EXEL データ(.xlsx)などその様式の形式のままとし、その他の任意様式や押印した書類については、PDF データ(.pdf)とすること。

7 評価方法

（１）評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

（２）評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

（３）第１次審査（書類審査）

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に３事業者を第２次審査対象者として選定する。

なお、第１次審査の得点が６割に満たない場合は、第２次審査の候補者として選定しない。また、同点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を第２次審査対象者として選定する。なお、金額も同額の場合、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成すること。江東区は、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を第２次審査対象者として選定する。

第1次審査の結果は、参加事業者電子メール及び書面により通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書の内容に関する説明を行うこと。

1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分程度）とし、参加人数は5名までとする。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成すること。江東区は、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が各年度の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第2次審査対象者に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※ 参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

９ 契約手続

- (１) 契約交渉の相手方に選定された者と区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (２) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式第８号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１０ その他

- (１) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (２) 企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。
- (３) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、区から指示があった場合を除く。
- (４) 企画提案書を提出した後、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、提出書類の返送は行わない。
- (５) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費等の一切の費用は、提案者の負担とする。
- (６) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。
- (７) 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、区が同条例に規定する不開示情報に該当すると判断したものを除き、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象公文として原則開示する。
- (８) 契約事業者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、あらかじめ区へ申請を必要とする。
- (９) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (１０) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (１１) プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (１２) 令和９年度業務の実施及び予算額については、令和９年第１回区議会議定例会における令和９年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

1 1 提出先・問い合わせ先

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区 土木部 河川公園課 計画調整係

担 当：小塊、田野倉

電 話：03-3647-9426

メール：kasenkeikaku@city.koto.lg.jp